

鼠木戸の譲渡に係る契約書（案）

八王子市（以下「譲渡者」という。）及び_____（以下「受領者」という。）は、譲渡者が受領者へ「鼠木戸一式」の譲渡等について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 譲渡者が所有する株式会社田野倉建築事務所（以下「設計者」という。）が設計・監理した鼠木戸を受領者に無償で譲渡する。

（舞台等及び成果物の譲渡）

第2条 譲渡者は、譲渡者の所有する別紙に記載する鼠木戸を、現状有姿のまま受領者に譲渡する。

2 譲渡者は、設計者が作成した鼠木戸に係る設計図書等の成果物資料（以下「成果物」という。）の写しを受領者に譲渡する。

3 前2項の引渡しの方法、場所、日時等については、契約締結後、譲渡者がこれらを指定し、受領者へ通知する。

なお、受領者は、鼠木戸を令和8年（2026年）3月31日までに現保管場所から移動する。

（譲渡代金等）

第3条 前条第1項及び第2項に定める譲渡代金は、無償とする。

2 前条第3項に定める引渡し以降に発生する費用及び、当該引渡しのために受領者において必要となる費用（保管、梱包、運搬等に係る費用を含む。）は、受領者が負担する。ただし、引渡しまでの費用は譲渡者が負担する。

（著作権の帰属及び著作者人格権の制限）

第4条 鼠木戸及び成果物の著作権は、設計者に帰属する。

2 受領者は、鼠木戸又は成果物の内容を公表することができる。

3 受領者は、次の各号に掲げる行為をする場合、譲渡者の承諾を得なければならない。

（1）鼠木戸又は成果物の内容を公表すること。

（2）鼠木戸に設計者の実名又は変名を表示すること。

（著作物の利用）

第5条 受領者は、別段の定めのない限り、次の各号に掲げるとおり成果物を利用することができる。

- (1) 成果物を利用して鼠木戸を1棟完成すること。ただし、組み立ては、設計者及び今まで鼠木戸の組立を請け負ってきた株式会社山匠との契約により実施すること。
- (2) 前号の目的及び鼠木戸の増築、改築、修繕、模様替え、維持、管理、運営、広報等のために設計者の承諾のもと、必要な範囲で成果物を複製し、又は変形、翻案、改変その他修正をすること。

2 受領者は、鼠木戸を次の各号に掲げるとおり利用し、又は取り壊すことができるることを確認する。

- (1) 写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- (2) 設計者の承諾のもと、増築し、改築し、修繕し、又は模様替えすること。

(鼠木戸工事完成後の責任)

第6条 本件建築物の工事完成後に設計者以外の第三者が関わることによって引き起こされた事故について、設計者の責めに帰すことができない事由に基づくものであることを設計者が証明した時は、設計者の責めに帰さないこと。

(所有権及び使用権の移転時期)

第7条 譲渡者が所有する鼠木戸及び成果物の所有権及び使用権は、契約締結をもって受領者に移転するものとする。

(引渡前の毀損、汚損、滅失等に係る免責事項)

第8条 契約締結後から鼠木戸の引渡しまでにおいて、鼠木戸の全部又は一部に毀損又は汚損（経年劣化その他通常の損耗と認められるものを除く。）が生じたときは、譲渡者、受領者は、必要に応じて現物確認を実施する。

2 契約締結後から鼠木戸の引渡しまでにおいて、舞台等の全部又は一部が滅失したときは、譲渡者は受領者にその旨を通知する。

3 譲渡者は、前2項に定める破損、汚損又は滅失が生じたときは、譲渡者と受領者の協議のうえ、損害賠償責任その他の責任を負う。

(鼠木戸の管理・運用・活用)

第9条 受領者は、引渡しを受けた鼠木戸について、無償譲渡先の公募時に提示した鼠木戸の活用方法に基づき、善良な管理者の注意をもってこれを管理し、その公益的活用に努めるものとする。

2 受領者は、引渡しを受けた鼠木戸について、5年間以上の期間において公益

的活用に努めるものとする。ただし、受領者の責めに帰すことができない事由により、活用ができなくなった場合は、5年に満たない期間で鼠木戸の活用を終了しても良いものとする。

(機密保持)

第 10 条 謙渡者、受領者は、本契約の締結・履行の過程で知り得た相手方の秘密情報について、その秘密を保持するとともに、本契約履行の目的以外でこれを使用しないものとする。

(権利義務の譲渡禁止等)

第 11 条 謙渡者及び受領者は、相手方の承諾なくして、契約上の地位又は本契約に基づき生じる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

(準拠法、裁判管轄)

第 12 条 本契約は、日本国の法令に準拠する。

2 本契約に係る紛争については、東京地方裁判所又は東京地方裁判所立川支部をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 13 条 本契約に關し疑義のあるとき、又は本契約書に定めのない事項については、その都度、謙渡者と受領者の協議のうえ決定する。

(環境により良い自動車利用)

第 14 条 謙渡者及び受領者は、本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 東京都内における自動車の使用・利用にあっては、次のアからウまでを遵守するものとする。

ア 使用・利用する自動車は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 使用・利用する自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

ウ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 34 条第 1 項に規定する低公害・低燃費車を使用・利用する

こと。

2 道府県内における自動車の使用・利用にあっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用・利用する自動車については、環境省の環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定）の13-1自動車で定める低公害・低燃費車に可能な限り準ずるものとすること。
- (2) 各道府県の条例等を遵守すること。

(不当介入に関する通報報告)

第16条 受領者は、契約の履行にあたって、暴力団等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく譲渡者への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

本契約締結の証として、本書を2通作成し、譲渡者及び受領者の記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年（2026年）2月〇〇日

譲渡者 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市

八王子市長 初宿 和夫 印

受領者 〇〇〇〇（住所）
〇〇（団体・法人名 団体・法人の場合）

〇〇 〇〇（代表者の役職・氏名）印